

英国の公共図書館政策に関わる アクターの相互関係

須賀千絵

I. 研究の目的と方法

1. 英国の公共図書館政策に関わる多様なアクターの存在

政策の形成から実施にかけての一連の過程には、中央政府、地方政府だけでなく、さまざまな公的、民間組織が関与している。政治学では、これらの個人や機関を「アクター（行動主体）」と呼び、これらのアクターの行動や、アクター間の関係についての研究を進めている。

現在の英国の公共図書館政策においても、多様なアクターが関与している。公的な機関としては、公共図書館の担当省庁である文化・メディア・スポーツ省（Department for Culture, Media and Sport, 以下 DCMS）、専門的立場から政府に助言する政策諮問機関である図書館諮問評議会（Advisory Council on Libraries, 以下 ACL）、DCMS のエージェンシーとして政策実施を担当する博物館・図書館・文書館評議会（Museums, Libraries and Archives Council, 以下 MLA）がある。このエージェンシーとは、各省庁が策定した政策に従って、政策実施機能を担う機能を持った組織のことを言い、1980年代以降、行政効率化の一環として、中央省庁の政策策定機能と実施機能の分離を進めた結果、相次いで設立されるようになった。また常設の機関ではないが、1999-2000年度、2004-05年度には、下院に、公共図書館問題を審議する特別委員会が設置された。

このほかにも、さまざまな立場から、公共図書館政策を提言する組織が

存在する。¹⁾ 公共図書館政策の形成から実施にかけての一連の過程には、これらのアクターが複雑な関係性を保ちつつ存在し、さらにその顔ぶれは時系列的に変化しているものと思われる。ただしアクターの持つ権限の強さを考えると、1964年公共図書館及び博物館法（Public Libraries and Museums Act, 1964）に基づく明確な権限を持っている DCMS と ACL, DCMS のエージェンシーとして政府に準ずる活動を行う MLA が、その中心的存在であると考えられる。

2. 研究の目的と方法

本研究では、法的権限、人的資源、財源などの政治的資源や実際の活動状況、関係者の認識をもとに、英国の公共図書館政策におけるこれら DCMS, ACL, MLA の関係を明らかにすることを目的とする。

まず、文献調査によって、それぞれの機関の設立の経緯、基本的な政治的資源の状況と活動概況について調査する。さらに、法令などで規定された役割や影響力が現実に行使されているとは限らず、また法令や政策文書からはわからない関係が存在する可能性を考慮して、関係者の認識を調べるために、2007年8月から9月にかけて、インタビュー調査を実施した。

本稿の構成は、次の通りである。まず、第2章において、文献をもとに、DCMS, ACL, MLA に求められている役割や、法律等に規定された相互の関係について述べる。政治的資源の状況は、2007年のインタビュー時点の状況を基本とした。次に、第3章において、関係者へのインタビューをもとに、DCMS, ACL, MLA を中心に、公共図書館政策に関わるアクターの相互関係について分析を進める。最後に、第4章において考察を行うと共に、2007年以降の変化と今後の見通しについて述べる。

II. 文献調査

1. DCMS

(1) 法的権限

1964年公共図書館及び博物館法の制定当時、公共図書館行政の担当は、教育科学省であったが、その後、何度かの省庁再編を経て、1997年以降、DCMSが公共図書館行政を所管している。DCMSの担当する行政分野は、芸術、文化、スポーツ、放送、ギャンブル・宝くじ、観光などである。図書館に関しては、公共図書館のほか、国の中央図書館機能を持つ英国図書館（British Library）もDCMSの所管である。ただし学校図書館や大学図書館は、それぞれ学校教育や高等教育を担当する別の省庁の管轄となる。²⁾

1964年公共図書館及び博物館法では、地方自治体に「包括的かつ効率的（comprehensive and efficient）」な公共図書館サービスの実施を義務付け、中央政府の担当大臣に、地方自治体を監督する権限を認めている（第1条（1））。

(2) 人的資源

閣僚である文化・メディア・スポーツ大臣（Secretary of State for Culture, Media and Sport）のもとに、文化担当大臣、創造的産業・観光担当大臣、スポーツ担当大臣各1名が置かれ、文化・メディア・スポーツ大臣がオリンピック担当大臣を兼務している（3名の担当大臣は、国会議員ではあるが、閣僚ではない）（2007年4月時点³⁾）。公共図書館行政は、このうち文化担当大臣の所管である。2007-08年度の職員数は、常勤職員に換算して474名である⁴⁾。1970年代頃から2004年まで、図書館行政を担当する省庁には、Library Adviserという図書館行政を担当する専門の官僚ポストがあったが、2004年以降、このポストは消失している。

(3) 財源

2007-08年度の DCMS の総支出（経常支出と資本支出の合計から減価償却を減じたもの、Total departmental spending）は66億6644万7千ポンドであった。⁴⁾ DCMS は、公共図書館政策の実施をエージェンシーの MLA に委託し、MLA は公共図書館政策関連の事業を『将来への枠組み：事業計画』として一本化している。⁵⁾ 『将来への枠組み』とは、DCMS が2003年に、公共図書館政策のビジョンとして公表した文書のタイトルである。⁶⁾ この事業計画の財源は、非省庁公共機関への助成金(Grant-in-Aid)として、DCMS から配分される。2007-08年度の場合、MLA に対する『将来への枠組み』の助成金は約200万ポンドである。これとは別に、公共図書館の貸出冊数に応じて著者に支払われる公共貸与権の補償金も、DCMS の財源から支出される。2007-08年度には、公共貸与権を管理する機関の Public Lending Right に対して、DCMS から748万8千ポンドの助成金が支出された。

(4) 最近の主な活動

DCMS は、1997年以降、ブロードバンド回線に接続したコンピュータの公共図書館への配備を進め、職員の研修や関連サービスの開発に取り組んでいる。この情報コミュニケーション技術重視の姿勢は、1997年に Library and Information Commission が公表した政策提言『市民のネットワーク (People's Network)』を受け入れたものである。⁷⁾ MLA を通して進められている一連の事業には、「市民のネットワーク」の名称が使われている。Library and Information Commission は、MLA と改称する以前の組織である Resource の前身である。

それと並行し、公共図書館に、全国共通の枠組みでの計画・評価制度を適用するため、年次図書館計画制度 (Annual Library Plan) (1998-2003年)、全国基準 (Public Library Service Standards) (2001-07年) といった政策を導入した。⁸⁾ しかしその後、地域の実情に合った経営を推奨する方向に転

換し、2007年時点では、年次図書館計画制度・全国基準とも廃止されていた。先に述べたように、2003年には、外部コンサルタントに委託し、公共図書館の今後10年間の政策ビジョンをまとめ、『将来の枠組み』として DCMS から刊行した。

2. ACL

(1) 法的権限

ACLは、1964年公共図書館及び博物館法に基づいて設置されている機関である。同法第2条は、「大臣に、①この法律に基づいて図書館施設の提供または利用に関する事項について、あるいは適切だと図書館諮問評議会が考えるその他の事項について、また、②大臣が図書館諮問評議会に諮問した事項について、助言する義務」があることを定めている。組織の名称は、Library and Advisory Council から、1981年に Library and Information Services Council、1995年に現在の ACL に変わった。2000年には、Resource (2004年に MLA と改称) に機能を移管する方向で、政府は、Culture and Recreation Bill の中で法律の改正と組織の廃止を国会に提案したが、この法案は結局成立しなかつた。⁹⁾

(2) 人的資源

ACLの委員は、従来、公共図書館員の中から選出されてきたが、2007年から外部の有識者が加わり、公共図書館員6名、そのほかの分野から6名、合計12名という構成となった。2007年時点の外部委員は、英国図書館の職員、大学教員、英国読書協会の代表、出版社社員などで、座長は、外部委員の Mike Thorne (Anglia Ruskin University) であつた。¹⁰⁾ 事務局は DCMS が担当していた。

(3) 財源

ACLの予算枠は公表されていない。しかし下院での質問を通して、2008-09年度については、ACLの総支出は約2,535ポンドであったことが明らかになっている。¹¹⁾ 細目は不明だが、少なくとも2001-02年度にはACLの委員には報酬が支払われていることが確認できた。¹²⁾

(4) 最近の主な活動

DCMSの『将来への枠組み』(2003年)⁶⁾、下院の特別委員会による公共図書館行政に対する報告書(2004年)¹³⁾などに対して、文書で意見を提出したほか、2005年には、全国基準改訂の報告書を取りまとめた。¹⁴⁾その後、組織再編という理由で、2006年には、1年間にわたって、委員が置かれられない状況が続いた。2005年以降、目立った活動実態はなく、2005年8月から2009年9月までの間は議事録も公表されていない。¹⁵⁾

3. MLA

(1) 法的権限

MLAは、Library and Information Commissionと、美術館・博物館分野のMuseums and Galleries Commissionを2000年に統合したResourceを改称して、2004年に設置された。DCMSのエージェンシーとして、博物館・美術館、図書館、文書館分野を担当している。MLAは、大英博物館などの国立博物館・美術館、英国図書館(British Library)、芸術振興団体のArts Council、スポーツ振興団体のSport Englandなどと同様に、DCMSがスポンサーとなっている非省庁公共機関(Non-Departmental Public Body)のひとつである。運営委員会(Board)のメンバーは、DCMSの大臣から任命される。

(2) 人的資源

2007年の年次報告書によれば、MLAは66名の常勤職員から構成され、

この他に、DCMSの出資する基金によって実施されるプログラムによって、常勤職員に換算して21名分にあたる職員が雇用されている¹⁶⁾。

(3) 財源

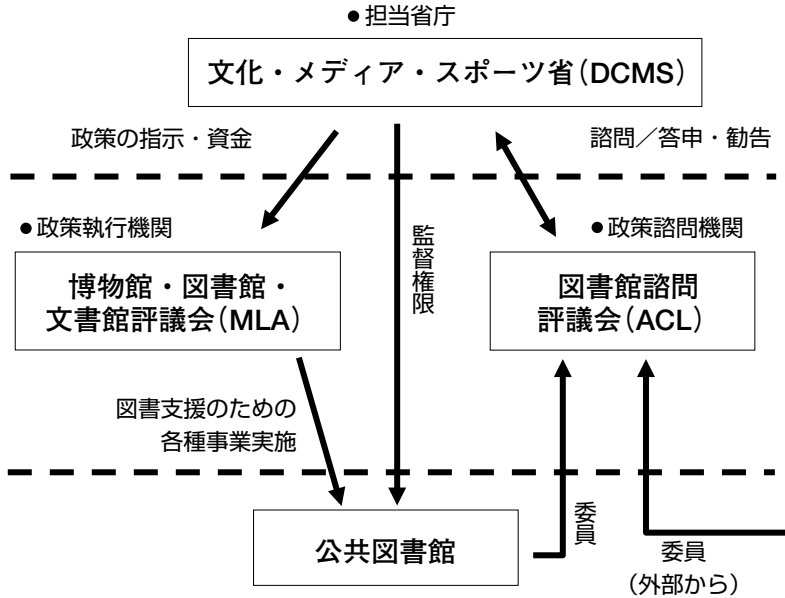
2007-08年度の総収入は、6792万6千ポンドであった。そのほとんど(6417万8千ポンド)がDCMSからの助成金で、DCMSの項で述べた『将来への枠組み』の助成金200万ポンドもここに含まれる。なお Renaissance in Regions という地域における芸術振興活動の助成金がDCMSからの助成金の7割を占める(4500万ポンド¹⁶⁾)。

(4) 最近の主な活動

先に述べた「市民のネットワーク」事業を含め、公共図書館関連の事業は、『将来への枠組み：事業計画』に集約されている。2003年に、2006年までの4年間にわたる計画(2004年に途中改訂)、2006年に、2008年までの3年間にわたる計画を公表した。選書、読書振興、業務評価、IT関連サービス、コミュニティに貢献する図書館サービスなど、内容は多岐にわたる。それぞれについて、サービスマニュアル等の開発、図書館員向けの研修事業、一般市民や関係者に対するプロモーション活動などを行ってきた⁵⁾。

4. 文献調査のまとめ

文献調査をもとに、DCMS, ACL, MLA, 地方自治体の設置する公共図書館の相互の関係をまとめ、第1図に示した(第1図)。DCMSは、公共図書館に対する監督権限を持つが、図書館政策に基づく事業は、MLAに委託している。ACLは、専門的立場から、政府の諮問に答申、勧告する立場にある。ACLは、公共図書館員の委員とそれ以外の外部の委員から構成されている。



第1図 英国の公共図書館政策に関わるアクターの相互関係(1)

Ⅲ. インタビュー調査

1. 調査の対象

インタビュー調査は、2007年8月から9月にかけて実施した。インタビューの対象者は、DCMSの図書館政策担当者 (Head of Library Policy) である Craig Westwood 氏、ACLの委員で、ロンドンのウエストミンスター区立図書館長を務め、図書館長会 (Society of Chief Librarians) の全国理事 (National Member) でもある David Ruse 氏、MLAの図書館政策担当者 (Head of Library Policy) で、バーミンガム市立図書館の元館長の John Dolan 氏、コンサルタント会社 Acumen 社の Nick Moore 氏の4名である (所属・肩書は調査時点のもの)。Moore氏は、英国の公共図書館の動向

について詳しく、関連の著作¹⁷⁾もある。それぞれのアクターや相互の関係について、第三者の立場からの意見を聞くために、Moore 氏をインタビューの対象に選択した。

調査は半構造化インタビューの形式で行い、個々の機関や図書館政策に関連する質問のリストを事前に送付したが、インタビューでは話の流れを重視し、予定の質問を網羅することにはこだわらなかった。ひとりあたりのインタビュー時間は45分から2時間程度である。Westwood 氏、Dolan 氏、Ruse 氏に対するインタビューは、録音をもとに逐語録を作成し、筆記による記録を合わせて分析の対象とした。分析結果に示した（ ）内の記号は、アルファベットが発言者の頭文字、数字が発言番号を示す。記録の Moore 氏に対するインタビューは、録音をとらなかったため、筆記による記録のみを分析の対象とした。逐語録ではないため、発言番号は付していない。

2. DCMS

先に述べたように、公共図書館政策関連事業については、DCMS の策定した『将来への枠組み』に基づき、MLA が年間の計画を策定している。Westwood 氏は、計画の策定にあたっては、最初に、MLA の Dolan 氏が DCMS の大臣に面会して相談したうえで、作成を進め、最終的に大臣にもう一度面会し、大臣が承認するという手続きを経ると説明した (W27)。しかし Moore 氏によれば、現在、省内に図書館の専門家はいない (M2)。DCMS の組織内で、図書館政策を直接に担当するポストは、今回、インタビューした Westwood 氏が務めている図書館政策担当者である。しかし彼自身も、一公務員として、さまざまなポストを歴任していて、図書館の専門家ではない。彼は、MLA の Dolan 氏が「図書館の専門家」であるのに対し、自分は「政府の専門家」であり、ACL と MLA から「政策についての助言を受け」ていると述べている (W5)。

1964年公共図書館博物館法では、担当大臣に対し、自治体の提供する図書館サービスへの監督権限があると規定されている（第1条（1））。しかし Ruse 氏によれば、実際の現場への権限（power）は、コミュニティ・地方自治体省に移行しており、DCMS と MLA は「孤立状態（isolated）」にある（R39）。コミュニティ・地方自治体省は、自治体への交付金の配分、行政評価などを行い、地方自治体全体にわたる職務を担当する官庁である。Ruse 氏は、実質的な権限が地方自治体省に移行した結果、DCMS や MLA が「戦略的ビジョンの刊行」という活動を行うようになったと、述べている。

財源については、Westwood 氏は、DCMS が MLA に資金を提供し、これを受けて MLA が『将来への枠組み』の目標達成のための事業プログラムを策定していると述べている（W3）。Moore 氏は、これに関して、MLA は多くの財源を DCMS に依存していることから、MLA が DCMS と違った方向に進むことはない（M）、DCMS の MLA に対する影響力について言及した。しかし、MLA の Dolan 氏は、DCMS から交付されている予算は年間200万ポンドにすぎず、例えば、全国的な課題になっている老朽化した図書館施設の補修に必要な金額に比べても、わずかなものでしかない（D35）と述べた。MLA から図書館への補助金は、図書館にとっては「（必要金額すべてをまかなうことはできず）動機付けを与えるにすぎない」と述べている（D35）。

3. ACL

Westwood 氏によれば、文化・メディア・スポーツ省は、博物館・図書館・文書館評議会と並んで、図書館諮問評議会からも、専門的立場からの助言を受けている。ただし実際の活動は、年3回の会合とのことであった。現在の委員の Ruse 氏は、これまでの図書館諮問評議会は、個別の政策の諮問に応じるだけの受動的な機関であったと指摘し、今後は活動のしかた

を変えていくと述べた。2007年時点の会長について、大学の副学長でもあり、政治的感覚を備え、政府やメディアにも顔がきく人物だと評価した。会長は、政府に対して挑戦的（challenging）姿勢を持っており、図書館諮問評議会の役割は、政府に、公共図書館を売り込むためのエビデンスを集めるという、アドボカシー活動にあると述べているということであった。

4. MLA

『将来への枠組み：事業計画』を策定、実施している MLA には、Dolan 氏のほかにも、スタッフに図書館の専門家が存在する（W9）。しかし Moore 氏によれば、専門家はいることは確かだが、専門家として「ジュニアレベル」の人が多く、経験の豊富な人々は少ない（M）。

MLA の役割は、Dolan 氏によれば、政府や関連機関に対して、公共図書館の意義を示すエビデンスを示すことである（D45）。エビデンスは、これまで行われてきた事例研究、ベストプラクティス、地域研究を検証することを通して収集される。これに対し、ACL の Ruse 氏も、MLA の役割は、「大臣や他のステークホルダーに図書館のビジョンへ目を向けさせること」だとして、Dolan 氏に通じる見解を述べている。しかし彼は、芸術分野のエージェンシーで、大きな権限を持って、ロビー活動やアドボカシー活動を進めている芸術評議会（Art Council）と比較し、MLA には潜在的権限と影響力があるが、現状ではそれが十分に発揮されていないと述べた。MLA が全国的な注目度を高めようとするならば、芸術評議会のようなレベルで活動すべきだと主張し（R49）、MLA には、細々とした業務改善ではなく、「ビッグ・アイデア」を求めているのに、評議会が策定した政策ビジョンにはそれがないという不満を述べた（R44）。

DCMS と MLA は、Westwood 氏によれば「一定の距離を置いた関係」で、DCMS は「細かいところまで管理しない」とされているが、実際には、先に述べたように、行政的な位置づけや財政面で、MLA は DCMS か

ら活動内容の制約を受けている。DCMSのWestwood氏は、MLAは、活動に際し、「政府からの強い支援を受けるかどうかの決断」が必要で、支援を受けた以上は、「注目度や影響力もあがるが、そのような場合は、発言内容に慎重さが求められる」、支援を受けなければ「政府の意向に沿わない主張も可能」(W30)と述べて、DCMSがMLAの活動への影響力を持っていることを示した。しかし、MLAに「ビッグ・アイデア」を求めるRuse氏は、MLAは「政府のやっていないこと、命令しないこと」にもっとチャレンジすべきだと意見であった。

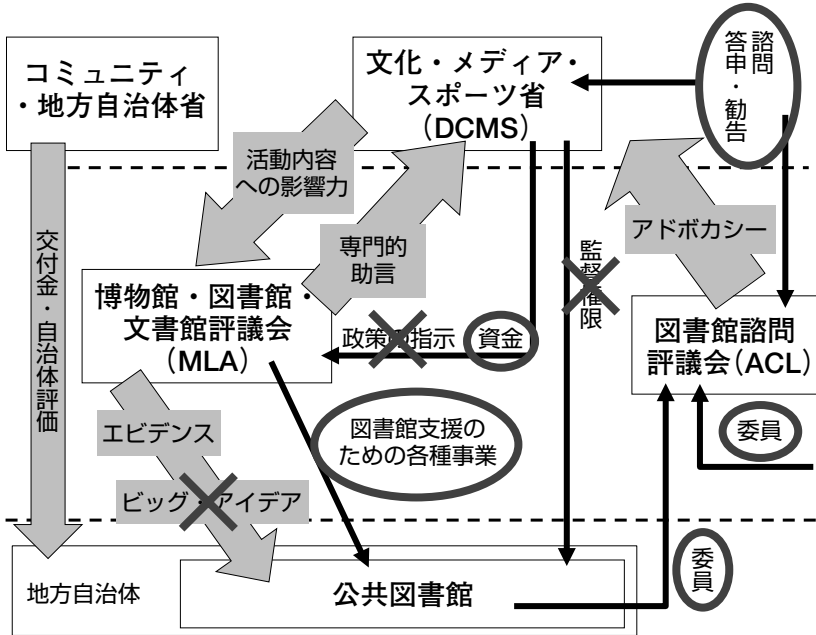
IV. 考察

1. DCMS, MLA, ACLの政策資源と相互関係

インタビュー調査の結果をもとに、実際の影響関係を反映して、第1図を修正し、その結果を第2図に示した(第2図)。

DCMSは、①法律上の専門家の不在、②実質的な権限の移行、③財源が限定的であることから、公共図書館に対する監督権限を果たせる状況にない。図書館から見て、中央政府のなかで影響力を持っているのは、DCMSよりも、地方自治体に対する行政評価や交付金の配分の権限を持つコミュニティ・地方自治体省である。コミュニティ・地方自治体省は、図書館に対する直接の統制権限は持っていないので、地方自治体全体への影響力を通して、間接的に図書館に関与するかたちとなる。

MLAは、DCMSに対する専門的助言を行い、実質的な図書館政策の立案を担っている。ただし、DCMSが、行政的立場においても、財政的にも、MLAに強い影響を持ち、活動内容には一定の制約がある。MLAは、図書館に対してエビデンスを提示する役割を担っていると自覚している。しかしそのエビデンスは、図書館側からは、現場をリードする「ビッグ・



第2図 英国の公共図書館政策に関わるアクターの相互関係(2)

アイデア」であるとは感じられていない。

DCMS, MLAとも、政策を実現に移すだけの財源や強制力を持っていない。MLAは2007年に新たな政策ビジョンを発表したが、Dolan氏に実現の手段を尋ねたところ、「キャンペーンのような形になるだろう」という回答であった(D23)。結局のところ、自治体への働きかけを通して理解を得ていくしかないということであると思われる。

ACLは、今後、DCMSだけでなく、広く、中央政府全体に向けた活動を始めたいという意欲をみせている。しかし、やはり政治上の権限は持っておらず、活動について「アドボカシー・キャンペーン」という表現を用いている(R53)。

2. 公共図書館政策に対する中央政府の関与

インタビュー調査から、中央政府は、全国共通の公共図書館政策を作成しないという方向であることがわかった。これは Moore 氏の「政策を作らないという政策」という言葉によく現れている。例えば、サービス基準についても、Westwood 氏は、DCMS は、今後もサービスの最低基準を定める考えはないとはっきり述べている (W54)。

しかし、公共図書館政策に対して、中央政府の影響がまったくなくなったわけではない。現在、中央政府は、さまざまな機会に、優先すべき政策を示して、政策の絞り込みを行っている。地方自治政策については、地方自治体協会との間で合意した、7つの「共通優先政策 (Shared Priorities)」¹⁸⁾がある。Dolan 氏が、公共図書館サービスのインパクトは、この「共通優先政策」に基づいて評価されると考えているように、中央政府の政策の絞り込みが、図書館政策の内容にも影響を与えつつある (D24)。

ただし具体的な政策の展開については、全国的な共通政策ではなく、地域 (コミュニティ) の実情に即した形とすることが求められている。この点で、インタビューした4名全員の意見も一致していた (W35-6, D44, R26)。つまり、全国的な共通政策を実施するよりも、個々の地域の事情に沿ったサービスを展開することが重要であるという考え方である。しかし「地域の事情に沿って」とは言っても、住民ニーズに対応した図書館運営から、意思決定への参画まで、想定しているレベルはさまざま、理念の共通理解が達成されているとは言いがたい。この地域 (コミュニティ) 重視の政策は、当時の労働党政府の政策方針であり、地方自治の分野でトップダウン的に関連政策が実施された。そのひとつに、中央政府、地方自治体、関連機関の契約をもとに、地域の実情に即した政策展開を進められる制度である地域協定 (Local Area Agreement) がある。しかしインタビュー調査で、地域協定と図書館との関わりについて尋ねたところ、図書館が関与している例はほとんどないことがわかった (D57-8)。

それぞれの地域ごとに、独自の図書館政策を展開していくにあたって、

図書館長の経験を持つ Dolan 氏と Ruse 氏から、自治体内の図書館長の地位が低く、通常、図書館長が、自治体経営の中枢に加わっていないという問題点が指摘された (D81, R57)。そのため、他の部署と連携したくても、その権限がないと Ruse 氏は述べている (R57-9)。

3. まとめと調査後に起こった変化

インタビュー調査から明らかになったように、英国 (イングランド) において、中央政府は、公共図書館政策への関与を減らしつつあり、中央政府の政策課題として存立することも危うい状況にある。DCMS も、コミュニティ重視の方針のもとに、全国的な図書館政策をつくらない方向にある。ただし、自治体の一部署として、公共図書館は、地方自治体政策の影響を受けているので、中央政府の関与がまったくなくなったわけではない。今後は、コミュニティ・地方自治体省を通して示された優先政策に、いかに、図書館が貢献できるかが、問われることになる。

その後、2010年に成立した保守党政権による政府関連組織の統廃合の結果として、MLA と ACL を廃止することが提案され、MLA については2012年3月をもって廃止することがすでに決定した¹⁹⁾。2012年以降は、イングランド芸術評議会 (Art Council England) が MLA の責務を引き継ぐ予定である²⁰⁾。廃止の提案に先立ち、2008年に、MLA は、従来の美術館・博物館、図書館、文書館別の組織から、三者横断的な組織に代わっており、このときに図書館政策担当者のポストはなくなって、Dolan 氏も MLA を去っている。しかし2008年以降も、コミュニティ図書館プログラムなどの DCMS の図書館政策の支援のほか、各地の支部単位で、個々の自治体の図書館活動の支援を続けている。ACL については、2009年と2010年は各1回の議事録が公表されるようになったものの、最近の主要な図書館政策や関連機関の動向についての簡単な報告程度の内容であった²¹⁾。2010年現在、DCMS の web サイトには、メンバーリストも掲載されていない。このような活

動の停滞に対し、図書館界からも厳しい批判があり、超党派の議員連盟の調査によれば、図書館関係者や機関からも、ACLはMLAと役割が重複している²³⁾ので不要であるという意見が多く出されていた。

MLAとACLの廃止により、2007年時点の公共図書館行政をめぐるアクターの相関図は、今後、大きく変わることが確実である。新たなアクターとなるイングランド芸術評議会は、これまで芸術振興の役割をもって活動してきた機関である。現在のMLAにおいてさえ、図書館界から美術館・博物館に活動の比重が偏りすぎているという批判がなされているのに、イングランド芸術評議会の中で、公共図書館の問題がどの程度取り上げられていくのか、心配な状況である。イングランド芸術評議会が図書館政策のアイデアを出すアクターとなりうるのか、それとも新たなアクターが登場するのか、今後の動向を注意深く見守りたい。

謝辞

本研究は、平成19年度科学研究費補助金基盤研究(C)「アクター間の関係からみた英国公共図書館政策の策定、執行プロセス」(研究代表者：須賀千絵)の成果の一部です。インタビューにご協力いただいた方々に感謝いたします。

注

- 1) 専門職団体のCILIPが以前から図書館政策に対するコメントをしばしば発表してきたほか、最近では、2008年に公務員の労働組合のUNISON、2009年に図書館・リテラシー・情報管理に関する超党派議員連盟(All Parliamentary Group on Libraries, Literacy and Information Management)、2010年には図書館利用者の全国組織であるLibrary Campaignが、それぞれ独自の公共図書館政策の提言をまとめ、公表している。公共図書館問題を審議する下院の特別委員会⁶⁾が、図書館政策に対する意見を募

集した際には、このほかにも、図書館を運営する個々の自治体や、多くの関連機関が意見を寄せた。

- 2) 2007年6月に、教育科学省を廃止し、児童・学校・家庭省(Department for Children, Schools and Families)と技術革新・大学・技能省(Department for Innovation, Universities and Skills)が設置された。この改編によって、従来、教育科学省が所管していた学校教育と高等教育は、それぞれ、学校教育は児童・学校・家庭省に、高等教育は技術革新・大学・技能省に移管された。
- 3) Department for Culture,Media and Sport. Annual Report 2007. 2007, 76p.
- 4) Department for Culture,Media and Sport. Annual Report 2009. 2009, 191p.
- 5) 須賀千絵. 『将来への枠組み: 2004~06年度事業計画』の意義と問題点. Library and Information Science. 2009, no. 61, p. 177-197.
- 6) Department for Culture, Media and Sport. Framework for the Future. 2003, 59p.
- 7) Library and Information Commission. New Library: People's Network. <http://www.ukoln.ac.uk/services/lic/newlibrary/>, (accessed 2010-11-29).
- 8) 須賀千絵. 英国における公共図書館経営改革策: 『モデル基準』と『全国基準』の比較を中心に. Library and Information Science, 2001, no. 45, p. 1-29.
- 9) House of Lords. Culture and Recreation Bill.2000.<http://www.publications.parliament.uk/pa/ld200001/ldbills/007/2001007.htm>, (accessed 2010-11-29).
- 10) Lay' members appointed. Library + Information Update. 2007, vol.6, no.4, p. 5.
- 11) House of Commons. Written Answers. 2009-11-24. session 2008-09, volume 491, column 923W. <http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200809/cmhansrd/cm090424/text/90424w0007.htm#09042426000060>, (accessed 2010-11-29).
- 12) House of Commons. Written Answers. 2002-04-11. session 2001-02, volume 383, column 513W. http://hansard.millbanksystems.com/written_answers/2002/apr/11/underspend, (accessed 2010-11-29).
- 13) House of Commons, Culture, Media and Sport Committee. Public Libraries: Third Report of Session 2004-05. 2005, 2volumes.
- 14) Advisory Council on Libraries. Proposed Revision of the Public Library Standards. 2005. http://www.libplans.ws/consultation_draft.pdf, (accessed 2010-11-29).
- 15) “[ARCHIVED CONTENT] Advisory council on libraries-Archive Briefing Reports”. The National Archives. http://tna.europarchive.org/20100512164020/http://www.culture.gov.uk/reference_library/publications/3694.aspx, (accessed 2010-11-11). 2010年5月12日時点でのDCMSのwebページの記録。2005年7月の議事録までしか公開されていない。
- 16) The Museums, Libraries and Archives Council. Combined Annual Report and Financial Statement for the Year ended 31 March 2008. 2008, 41p.
- 17) Moore, Nick. Public Library Trends. Cultural Trends. vol. 13 (1), no. 49, 2004,

- p. 27–57.
- 18) Partnership in Action. Local Government Association. 2002. <http://www.lga.gov.uk/lga/aio/21880>, (accessed 2010–11–29).
 - 19) “Review of Arm’s Length Bodies”. Department for Culture, Media and Sport. 2010–07–26. http://www.culture.gov.uk/news/news_stories/7280.aspx, (accessed 2010–11–29).
 - 20) “Future of MLA”. Museums, Libraries and Archives Council. 2010–11–23. http://www.mla.gov.uk/news_and_views/press_releases/2010/mlafuture_ace, (accessed 2010–11–29).
 - 21) 須賀千絵. 英国の公共図書館政策と「地域図書館プログラム」にみる官民パートナーシップ：North Yorkshire のケース・スタディを通して. 2009年日本図書館情報学会春季研究集会発表要綱. 2009, p. 11–14.
 - 22) Department for Culture, Media and Sport. “Advisory Council on Libraries”. Department for Culture, Media and Sport. http://www.culture.gov.uk/what_we_do/libraries/3408.aspx, (accessed 2010–11–29).
 - 23) All-Party Parliamentary Group on Libraries, Literacy, and Information Management. Report on the Inquiry into the Governance and Leadership of the Public Library Service in England. 2009, 32p.